

(公印省略)

大内管第11号
令和3年9月21日

全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会
会員県内水面漁場管理委員会会長様

大分県内水面漁場管理委員会
会長 岩本郁生

令和4年度中央省庁提案項目素案の検討及びアンケート調査の提出について（依頼）

標記につきまして、令和3年9月17付け3全内漁管連第19号により、全国内水面漁場管理委員会連合会会長から、各都道府県委員会及び各ブロック協議会で協議を行うよう通知がなされたところです。

つきましては、本年度、西日本ブロック協議会開催県である当委員会が調査の取りまとめを担当いたしますので、下記により、アンケートを提出期限までに御回答くださいますようお願いします。

また、令和4年度提案項目以外の追加提案項目（全内漁管連事務局から送付済みの別紙2に留意）及び西日本ブロック協議会内における照会事項・協議事項等がございましたら、併せて御提出ください。

記

1：提出期限

令和3年10月8日（金）※メールまたはFAXにて提出してください。

2：提出資料

- ・令和4年度提案項目素案（別紙1）に係る各都道府県に対するアンケート調査票（別紙3）
(別紙1及び別紙3は全内漁管連事務局から送付済み)
- ・令和4年度提案項目(素案)に係る追加提案項目・意見について（別記1）
- ・西日本ブロック協議会内における照会・協議事項等について（別記2）

3：参考（西日本ブロック協議会の開催方法について）

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、開催方法について会員県に対しアンケート調査を実施した結果、全会員県の一致により、書面による開催とすることで決定しました。

【問合せ・提出先】

大分県内水面漁場管理委員会事務局

担当：三ヶ尻

TEL：097-506-3918 FAX：097-506-1767

メール：mikajiri-takafumi@pref.oita.lg.jp

令和3年3月5日

全国内水面漁場管理委員会連合会
役員県事務局長様

全国内水面漁場管理委員会連合会
漁場管理対策検討会事務局

外来魚対策に関する国への提案要望について（照会）

令和3年度の国への提案要望については、第2回理事会において通常総会に提案する要望書案を審議いただくこととなっておりますが、毎年、外来魚駆除対策についても要望を行っています。

今般、外来魚駆除・開発事業を行っている水産庁増殖推進部栽培養殖課様から要望書の外来魚部分について、内水面漁協の外来魚に対する考えが以前と変化がみられる中、現状も踏まえて提案を検討してはどうかとの指摘がございました（詳細は下記参照）。

しかし、令和3年度要望については、検討も最終局面を迎えており対応は困難であり、また水産庁様からの指摘も外来魚駆除対策について類似した内容で要望が続いていることからも要望が現状に即しているか見直す時期に来ているのではとの趣旨であり、来年度要望を見直すべきというものではありません。

については、会長県である北海道様とも相談し、今回の御指摘を令和4年度要望の検討につなげるため、まずは役員県の皆様に今回の御指摘をお伝えするとともに、本件外来魚対策について状況やお考えをお聞かせいただきたいと考えております。

年度末でお忙しい時期とは存じますが、3月19日（金）までに別紙により御回答くださるようお願い申し上げます。

【水産庁増殖推進部栽培養殖課からの指摘概要】

- ・ 水産庁では、内水面漁業者が行う外来魚駆除に対して支援を実施しているが、本事業で在来魚を漁獲するなどの不適切な事例が散見される。本当に外来魚駆除事業が必要とされているのか、長年に渡る支援事業で事業に対する認識が希薄となり形骸化し、惰性的に実施しているのではないかと懸念しており、本当に外来魚駆除事業が求められるのか疑問である。
- ・ 外来魚駆除が必要としながら、最近は、漁業権に設定はされていないものの、雑魚券等でバス釣り目当ての釣り人から遊漁料見合いを徴収し、漁協の活動資金として期待している漁協もあるとも聞いています。
- ・ このような中、外来魚とどう向き合うか、内水面漁場管理委員会においても現状を踏まえ、今一度検討してみてはどうか。また、毎回、要望書の最初に外来種対策が掲載されているが、受け取る側から見たら最重要課題が外来魚対策と捉えてしまう。上記のような状況にある中、本当に外来魚対策を最初に持ってくるのが妥当なのかも検討してみてはどうか。

連絡先：事務局 角田
(神奈川県内水面漁場管理委員会事務局)
電話 045-210-8555

外来魚対策に関する国への提案要望について

委員会名 _____

○本件に対する現状や外来魚対策に関するお考えについて記載下さい。

外来魚対策に関する要望事項に関する水産庁の意見等について

委員会名	現状・意見等
北海道	<p>平成12年から外来魚の生息分布調査や生態調査を実施しているが、平成13年に大沼公園（円沼）で道内では初めてブラックバスが確認されたことに始まり、外来魚の駆除事業や侵入防止のための取組を実施されている。</p> <p>また、水産資源・生態系保全の観点から、平成15年11月1日にブラウントラウト、カムルチー、カワマスの移植禁止を北海道内水面漁業調整規則で定め、外来魚の拡散防止を図っている。</p> <p>魚食性が強く水産資源に与える影響が懸念されている北海道の主な外来魚については、これまでブラウントラウト、ブラックバス、ブルーギル、カワマス、カムルチー、ニジマス、甲殻類のウチダザリガニ、アメリカザリガニなどの生息情報があつたが、この内ブラックバスについては、平成19年5月に駆除を完了している。</p> <p>外来魚は一旦定着してしまうと撲滅は非常に困難であることから、継続的な生息分布や被害状況の調査を行い、地域における効率的・継続的な駆除等の対策に向けた取組を促進するとともに、密放流防止の周知を図るための啓発を実施して外来魚の拡散防止を図る必要がある。</p> <p>なお、遊漁の対象となっている魚種もあることから、拡散防止対策を円滑に行うために遊漁者との調整を図る必要がある。</p> <p>(魚種別の状況は「別紙」参照)</p>
青森県	<p>特に、外来魚駆除対策で不適切な事例は確認されていません。</p> <p>外来魚駆除対策は、必要な事業と思われますので、引き続き、緊張感を持って必要な措置を対処していただければと思います。</p>
群馬県	<p>外来魚対策として、群馬県内水面漁場管理委員会指示としてコクチバスの再放流禁止を発出しています。また、県単の予算としてコクチバスの駆除業務を県漁業協同組合連合会に委託しています。具体的には、コクチバスの生息が確認されている河川湖沼を管理している漁協において、刺し網や釣り等で駆除を実施しており、一定の効果が出ていると認識しています。さらに、(独) 水資源機構が管理している矢木沢ダム(奥利根湖：みなかみ町)と管理用道路は冬期には閉鎖されており、毎年5月上旬に全面開放される。それにあわせて奥利根湖の釣りが可能になるため、開放する日に併せて遊漁者に対して検問を実施し、コクチバスの密放流を防止しています。</p> <p>漁業権対象外の魚種を目的とした遊漁については、水産庁の解釈である「漁業権の内容となっていない魚種を採捕するという名目で漁業権の内容となっている魚種を混獲している場合であって、その遊漁行為が漁業権対象魚種の採捕をも含むと客観的に認定し得るときは、遊漁規則に基づいて決められた遊漁料を納付させることができる。」に則り、群馬の各漁協では、混獲の可能性がある場合には、遊漁者に事情を説明し、遊漁料金を徴収しているようです。</p> <p>しかしながら、各漁協の漁場監視員は広大な漁場で多くの遊漁者に説明をしなければならず、漁業監視員の高齢化や組合員数の減少もあり、漁場監視が行き届いて</p>

	<p>おらず、混獲の可能性がある全ての遊漁者から遊漁料を徴収できている状況ではないのが現状です。徴収根拠が明確化していないこともあります、釣り場でのトラブルが発生しています。今後は釣り場の秩序維持のため抜本的な改正が必要と考えます。</p> <p>群馬県では、水産分野における重大な問題としてコクチバスを中心とした外来魚対策を積極的に推進しており、今後も重要な提案項目の1つとして考えています。なお、提案書に記載する順番については強いこだわりはありません。</p>
神奈川県	<p>① 国の内水面被害対策事業については、(一社)神奈川県内水面振興財団が補助を受けて、外来種やカワウの駆除事業を行っており、そこには本県内水面試験場の職員も立ち会って対応に当たっているので、指摘のようなことは起きていないと認識している。</p> <p>② 漁業権魚種以外を目当てとする者の件は、水産庁の解釈で「漁業権の内容となっていない魚種を採捕するという名目で漁業権の内容となっている魚種を混獲している場合であって、その遊漁行為が漁業権対象魚種の採捕をも含むと客観的に認定し得るときは、遊漁規則に基づいて決められた遊漁料を納付させができる。」とあるので、漁業権対象魚種が漁獲される可能性があるというだけでは遊漁料を徴収できないと漁協等に指導をしている。</p> <p>なお、本年度東日本ブロック協議会で、来年度の国への要望事項にこの解釈拡大を求める内容を盛り込むよう提案があつたが、意見は一致せず、また書面開催で十分な議論ができなかつたことから、本提案は見送られ、来年度の協議会で再度議論することとなった。</p>
富山県	<p>正直なところ、要望書の最初に掲載されている課題が、最重要課題である、という認識は薄かったが、言われてみれば、そのように捉えるのが普通かもしれない。どの提案要望も重要であるのは言うまでもないが、これまで（少なくともここ3年）連合会や漁場管理対策検討会の場において、それぞれの課題の重要性、優先順位について検討されたことは無かったようだ。</p> <p>しかしながら、ブラックバス等の外来魚対策は、健全な内水面漁場の維持には不可欠なものであることには変わりなく、国内から生態系を脅かす外来魚が一掃されるまで、継続すべきものと考えるので、水産庁が言われるとおり、全国の現状を踏まえて、一度（要望書掲載の順番などを）検討するのがよろしいと考える。</p>
石川県	<p>① 外来魚駆除事業において在来魚を漁獲するなどの不適切な事例はない。</p> <p>② 雑魚券等でバス釣り目当ての釣り人から遊漁料を徴取し、漁協の活動資金としている漁協はない。</p> <p>③ 例年内水面漁場管理委員会で外来魚駆除対策調査の結果について、県内水面水産センターから報告がなされている（2月）。なお、本県では内水面漁協と市町が外来魚駆除対策を行っており、ブラックバスやブルーギルの駆除対策がなされている。（R2は6市町で実施され、オオクチバス720尾、コクチバス19尾、ブルーギル1,347尾駆除）</p> <p>④ 外来魚駆除事業については、県によって温度差があると考えられるため、全国内水面漁場管理委員会連合会において、取組みに対する実態を把握し、国に対する要望書をまとめていくべきと考える。</p>

大 阪 府	内水面漁業でのオオクチバスやコクチバス、ブルーギル等の外来魚による大きな被害は現在のところ出ておらず、特別な対策は取っていません。全国的には非常に重要な事であり要望の趣旨に賛同します。
奈 良 県	<ul style="list-style-type: none"> ・オオクチバスやブルーギルによる食害は依然として見られる。また、近年新たにコクチバス、チャネルキャットフィッシュ及びブラウントラウトの生息が確認されており、食害を拡大させないために、外来魚駆除等の取組に対する国の支援は今後も必要と考える。 ・県漁連が当該補助金でカワウなどの駆除を行っている。ブラウントラウト駆除のため同補助金を利用したいが、対象外と言われている。 ・バス釣り客に雑魚券を買わせているということはないが、清掃などの費用もかかることから漁場協力金をお願いしている。
岡 山 県	<p>本県では、過去には当該事業を活用した外来魚駆除を実施しておりましたが、現在は、国の補助事業を活用した外来魚対策は実施していません。</p> <p>まずは、補助事業を実施している都道府県の状況（在来魚の混獲の程度等）を把握し、本事業の必要性等について確認してはいかがでしょうか。</p> <p>バス釣りの遊漁者に遊漁証の購入を求める件につきましては、本県でも事例があります。バス釣りを行う際に、漁業権対象魚種が採捕される場合があるため、遊漁料を徴収しております。</p> <p>漁業権対象魚種以外を採捕する目的であっても漁業権対象魚種が混獲されることが客観的に認定できる場合は、遊漁料を徴収することができる事が過去の水産庁通知にもあることから、バス釣りの遊漁者から料金を徴収することについては、遊漁者に対してその理由を丁寧に説明し、理解を得るよう指導しています。</p>
徳 島 県	特に意見はございませんが、本県ではアユ食害の重要な問題としてブラックバス等の駆除を漁協が引き続き行っています。
大 分 県	<p>当県の主な内水面漁協は、国の支援の有無に関わらず、毎年、カゴ網、投網、刺網等を用いたり、外来魚駆除釣り大会を開催し、オオクチバスやブルーギルの駆除を自主的に行っている。</p> <p>しかし、漁協からは、生息数が減っていないという意見があり、十分な成果が得られていない状況にある。</p> <p>そのため、外来魚対策に関しては、引き続き国への提案要望を行う必要があると考えている。</p>
沖 縄 県	<p>本県においては、内水面における漁協及び共同漁業権もないことから、現在は外来魚駆除対策の取り組みはほとんど行われていない状況であり、水産庁が指摘するような事例はないと考える。しかし、外来魚によるアユ等の被害は確認されており、全国的にも外来魚の被害は甚大なものであることから、今後も引き続き、外来魚駆除対策は必要であり、提案の内容による対策は、継続して国へ要望していくべきと考える。</p> <p>また、水産庁が指摘するような不適切な事例については、要望とは別に、該当す</p>

る漁協に指導等するなどして対応していくべきである。

【北海道：主な魚種別現状(成果)課題】

別 紙

● ブラウントラウト(生息域：全道域)

- ・さけます内水面水産試験場と北海道が連携し生息・生態調査を実施
51箇所(H14)→92箇所(H31)拡散傾向
- ・拡散防止のため、引き続き駆除、啓発が必要
渡島地域 6河川で駆除調査を実施

● カワマス(生息域：空知川、西別川など 6河川 : H31)

- ・現時点での生息域の拡大や食害の被害等は認められていない
- ・引き続き再侵入防止及び拡散防止のための、啓発が必要

● カムルチー(生息域：石狩川、天塩川など 15河川 : H31)

- ・漁業権魚種(ワカサギ)への影響が懸念される
- ・水産資源への影響について、生態調査等の実施が必要

● ウチダザリガニ(生息域：全道域)

- ・漁業権魚種(ヒメマス等)への影響が懸念される一方で、阿寒湖などでは漁業権を取得し利用されている。
- ・水産資源への影響について、生態調査等の実施が必要
- ・官公庁と地元関係者が連携し、防除を行っている地域も有り
(洞爺湖、然別湖、釧路湿原周辺など)

● ブルーギル(生息域：五稜郭堀)

- ・ボランティアも参加し、函館市などが駆除を実施
- ・駆除撲滅に向けた取組が引き続き必要

● ブラックバス(生息域：現在なし)

- ・平成19年5月に駆除完了
- ・再侵入防止のため啓発活動が必要 (生息域：現在なし)

● ニジマス(生息域：全道域、271河川 : H31)

- ・H29の国における産業管理外来種の管理指針策定を踏まえ、北海道においても、ニジマスが生息しない水面への新たな放流の自粛を啓発
- ・ニジマスは漁業権魚種であるほか、内水面における遊漁の主要魚種として浸透しており、一方的に規制を強めることに対する遊漁者等の反発が予想されることから、時間をかけて周知し理解を求めていくことが必要

提案書(前書き)

R3年度提案書	R4年度提案書への修正等
<p>内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する権限として、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会であり、当全国内水面漁場管理委員会連合会は、その全国組織であります。</p> <p>当連合会においては、漁場である河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通重要課題についての解決方策を検討しているところであり、その実現に向け令和3年5月31日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。</p> <p>つきましては、これら諸問題の解決に向けて、格別の御検討とその対応についてよろしくお願い申し上げます。</p>	<p>※年度等の修正および末尾に次の二文を追加</p> <p>「なお、提案項目の記載順位につきましては、要望の優先順位を示すものではありません。」</p>

I 外来魚対策について

R3年度提案趣旨	R4年度提案趣旨への修正等
<p>「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が平成17年6月に施行され、特定外来生物の生きたままでの持ち出しや移植放流が制限されました。平成25年6月には同法が改正され、これまで飼養等の許可を受けた者のみにしか適用できなくなかった主務大臣による措置命令等を密放流者に対しても適用できるようになりますとともに、措置命令の内容についても、放流した特定外来生物の回収まで命ぜることができます。さらに、オオタナゴやコウライギギ等の1科、10種、1交雑種の魚類についても、平成28年10月1日から、ガ一科全種及びガ一科に属する種間交雑種についても、規制の対象となりました。</p> <p>また、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。</p> <p>しかしながら法の整備が進む中、令和2年度においても未だ、共同漁業権927件中466件で外来生物による被害が発生しております。</p> <p>このようなかで、これまで地方自治体や漁業協同組合が刺網や定置網等で自主的に駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>	<p>年度の修正及びアンケート結果に基づき、共同漁業件数、被害件数を修正</p>

	R3年度提案	回答、状況等	R4年度提案への修正等
1	オオクチバス、コクチバス、ブルーキル及びチャネルキットトフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び被害を把握するよう努め、これまでに開発された駆除技術等をもとに、これまた効果的な水域の防除対策を実施するよう、普及・指導を図ること。	<p>【国土交通省】 今後も、地元市町村や都道府県の関係部局等と連携し、特定外来生物等の防除対策に努めたい。</p> <p>【農林水産省】 1. 水産庁では、平成24年度から、国立研究開発法人水産研究・教育機構等に委託して、バス類やブルーギル、チャネルキットフィッシュ等の効果的な駆除技術の開発を行つており、その成果を基に、外来魚の生育ステージや魚種、生息水域、季節に応じて、内水面漁業関係者等が効果的な防除対策を行うことができるよう、3冊のマニュアル「だれにでもできる外来魚駆除1～3」を作成して配布・周知しているところです。</p> <p>2. 今年度からは新たに、移入初期や駆除が進んで生息密度が下がった段階での効果的な対策に資する駆除・管理技術の開発に取り組んでおり、引き続き技術開発と普及を進めてまいります。</p> <p>3. また、今年度からは、内水面漁協による外来魚駆除活動を支援する「内水面水産資源被害対策事業」において、目標設定と効果の検証が可能な計画を策定した上で駆除活動を実施するよう、執行の改善を検討しているところであり、このようすをより正確に把握していきたいと考えています。</p> <p>4. このため、全国内水面漁業協同組合連合会から各漁協に対し、都道府県の水産技術センター等と相談して駆除計画を策定するよう指導を行つております。また、各漁協が円滑に計画を策定できるよう、御支援をお願いします。</p>	<p>【環境省】 オオクチバス等広域で被害が生じている種について、環境省においては、ラムサール条約湿地等生物多様性保全上重要な内水面において、漁業関係者とも連携しながら防除モデル事業を実施してきました。こうした取組を通じて得られた知見をもとに、多様な主体により効果的な防除が実施されるよう、オオクチバス等の防除の手引きを平成21年に作成し、平成26年に改訂したところであり、引き続き普及に努めています。</p> <p>外来種による被害状況について、環境省においては主に生態系に係る被害の把握に努めているところであります。漁業に係る被害については所管官庁である水産庁において把握されているものと理解しております。</p> <p>なお、特定外来生物に指定されている種を漁業権魚種として設定している漁業関係者に対しては、引き続き、水産庁と連携し、外来魚に頼らない漁業の実現に向けて、意見交換等を続けてまいります。</p>

R3年度提案	回答、状況等	R4年度提案への修正等
2 密放流行行為を防止するなど の法の実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心広く法律の周知徹底を中心とした取り締まりの強化などを、外来生物法違反の防止について具体的な措置を講ずること。	<p>【農林水産省】</p> <p>1. 特定外来生物による生態系等に係る被害防止施策の一層の強化を図るため、平成26年6月、外来生物法を改正し、オオクチバスやブルーギル等の特定外来生物を許可なく放出した者に対して当該生物の回収を命ぜることがができる等の措置を講じ都道府県及び関係団体に周知しているところです。(漁場資源課)</p> <p>2. 河川や湖沼におけるオオクチバス等の特定外来生物の密放流は、漁協関係者のほか、釣り人を始めとする一般国民からの情報提供により明らかとなる場合が多いことから、水産庁では、リーフレットをリニューアルし一般の釣り人も多数集まるイベントや講習会、全国の釣具店で配布する等、特定外来生物の密放流防止を呼びかけているところである。引き続き環境省と連携してこれらの方々や関係団体の協力が得られるよう外生物法の普及・啓発を推進してまいります。(漁場資源課・管理調整課)</p> <p>【環境省】</p> <p>これまで外来生物法の違反行為に係る情報が得られた場合等には、環境省においては、必要に応じて警察と連携するなど対応をしており、今後も同様の対応を行ってまいります。 密放流防止のためには、外来生物問題に関する一般的理解の向上に加え、取締りに対する警察の協力体制確保、一般市民による監視の強化等が効果的だと考えており、引き続き普及啓発に努めてまいります。 漁業関係者において密放流に関する情報を入手された場合は、地方環境事務所や水産庁、警察への積極的な情報提供をお願いいたします。</p>	3年度と同文

R3年度提案	回答、状況等	R4年度提案への修正等
3 外来魚による食害を防止し、健全な内水面漁場を維持するためには、外来魚の駆除や、採捕した外来魚のリースを抑制し回収を進め、漁業協同組合等が必要であり、漁業者が実施できる対策が適切な対策が実施できるよう、予算の拡充を図ること。	<p>【農水省】(提案3、4に対する回答)</p> <p>1. 水産庁では、「内水面漁業関係者が行う外来魚駆除・回収活動」に対して、「内水面水産資源被害対策事業」により支援を行っているところです。</p> <p>2. 今年度からは、同事業において、目標設定と効果の検証が可能な計画を策定した上で駆除活動を実施するよう、執行の改善を検討しているところであり、このよな取組を通じてより緊急性・必要性が高いために予算を配分し、「内水面漁業関係者が、外来魚駆除・回収活動をより適切かつ効果的に実施できる体制の構築」を図ってまいります。</p> <p>3. このような体制の構築に向けて、全国内水面漁業協同組合連合会から各漁協に対し、都道府県の水産技術センター等と相談して駆除計画を策定するよう指導を行つており、貴連合会におかれても、各漁協が円滑に計画を策定できるよう、御支援をお願いします。</p>	3年度と同文
4 新たな水域で特定外来生物が発見された際に、効果の高い早期の対応を行うため、柔軟に使用可能な予算の確保や調査及び駆除への支援が速やかに対応すること。	<p>【環境省】(提案3に対する回答)</p> <p>漁業被害を防ぐため又は健全な漁場を維持するための予算については、業の所管官庁である水産庁において指置されているものと理解しております。環境省においては、外来種による生態系に係る被害を抑えるための対策について、引き続き、予算確保に努めてまいります。</p> <p>【環境省】(提案4に対する回答)</p> <p>環境省においては、外来魚をはじめとする外来生物について、生物多様性の保全再生を目的として地方公共団体や地域の協議会等が実施する防除事業や、早期防除計画の策定等に対しても、生物多様性保全推進交付金により支援を行つております。外来種による生態系に係る被害を抑えるための対策について、引き続き、予算確保に努めてまいります。</p>	3年度と同文

II 魚病対策について

R3年度提案趣旨	R4年度提案への修正等	
「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源に係る伝染性疾患の予防等について、国等の講すべき事項が明記されました。 このようなか、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び特徴的養殖生産確保法施行規則の改正により、水産動物及び輸入防疫規則及び特定疾患等の見直しがなされ、更に、平成28年7月には水産防疫対策要綱が策定され、水産防疫に係る基本的な方向が示されたところであり、新たな疾患の水際防疫や国内防疫体制の強化が期待されているところであります。 しかしながら現状をみると、重要なアユについては、冷水病による被害が根絶されていない状況にあります。また、平成19年には国内で初めてエドワジエラ・イクタリ症が確認されるなど、予断を許さない状況が続いております。 同様にコイにおいても多くの共同漁業権漁場において漁業権魚種とされておりますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス(KHV)病の発生が確認されて以来、稚魚の放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁業経営上の大きな問題となっております。 また、KHV病についてには既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖および流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えております。 つきましては、下記の事項について提案いたします。	3年度と同文	
R3年度提案	回答、状況等	R4年度提案への修正等
1 アユの冷水病やエドワジエラ・イクタリ症について、養殖針に対する被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、エドワジエラ・イクタリ症については、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。	【農水省】 1. アユの疾病については、平成23年12月に策定した「アユ疾病に関する防疫指針」に基づき、天然の河川・湖沼への病原体のまん延防止及び養殖場における疾病被害の防止を軸に対策を講じてきているところです。 2. 冷水病については、令和2年に天然水域で22都道府県、養殖場では15都道府県において発生しており、平成13年から15年頃のピークと比べて低減しているものの、近年は下げ止まりつつあると承知しています。また、平成28年度から「水産防疫対策委託事業」においてワクチン開発に必要な知見の収集等を行っています。 3. エドワジエラ・イクタリ感染症については、令和2年に天然河川において5県、アユ放流種苗で2県、養殖アユでは3県で保菌(陽性事例)が確認されており、引き続き、発生状況を注視する必要があると考えています。また、海産物上アユの保菌開始時期や感染源に関する知見等について、平成31年3月に魚類防疫技術書「河川におけるアユのエドワジエラ・イクタリ感染症」としてとりまとめ、水産資源保護協会のホームページにて公表しています。 4. 平成29年9月に既存治療薬(フルフルエニコール製剤)の効能拡大が承認され、アユの冷水病及びエドワジエラ・イクタリ感染症の治療薬として使用可能となっています。 5. 今後とも、関係者の皆様の話を聞きながら、魚病対策の取組を進めて参りたいと考えています。	3年度と同文

2	KHV病発生から10年以上経過し、感染水域の拡大によって深刻な影響を受けているコイ資源について、国が主導し進めた知見を踏まえ、公共用水域においても放流・移植・持ち出しの制限を解除できることや、域に主張となつた研究開発を継続的に実施すること。	【農水省】 1. KHVの発生件数は、KHV病防疫指針や内水面漁場管理委員会指示に基づく感染が疑われるコイの移動制限等に比べて減少しています。 2. 関係県からの要望を受け、平成30年度より水産技術研究所において「コイ放流試験技術連絡協議会」が設置され、放流再開に向けたデータ収集のため、関係県によるKHV未感染コイを用いたKHV既発生河川での暴露試験が行われています。放流再開に向けた、継続して知見の収集を行うことが必要であると考えております。 3. KHVの未報告水域や陰性確認水域へのまん延防止のため、今後も関係者の皆様におかれましては、都道府県水産試験場等における放流魚の陰性確認や、内水面漁場管理委員会指示による既発生水域からのコイの移植・持ち出しの禁止等、まん延防止措置の徹底をお願いします。	3年度と同文
3	水生物の輸入にあたっては、新たな疾病のまん延を防止するため、輸入後に仕向先の養殖場において健康状態や移動鎖された隔離施設での管理に関する法的な事務付けや、迅速な連絡周知体制及び感染経路の解明・防疫体制の整備を推進し、水際での対策に万全を期すこと。	【農水省】 1. 水生物の輸入にあたっては、あらかじめ輸出相手国と二国間で衛生条件を締結し、輸入防疫対象疾患有が生生物のみ輸入を認めています。 2. また、輸入された水生物は、平成28年7月に策定した「水産防疫対策要綱」の別記「輸入水産動物の着地検査指針」に基づき着地検査が実施されており、同指針において、疾病が確認された際の手続きや連絡体制等が明記されています。 3. 輸入防疫対象疾患有の病原体を広げるおそれがないときは認められないとときは、水産資源保護法第14条に基づく管理制度を発し、指定された施設において厳格に管理させる等の措置により、水際での対策に万全を期してまいります。	3年度と同文
4	現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品開発では、市場の小さい魚種の医薬品の開発は行われず、使用可能な医薬品が少ない、もしくは非常に少ない状況が続いている。このような魚種に使用可能な医薬品が早期に実用化されるよう、具体的な対策を行うこと。	【農水省】 1. 農林水産省では、水産用医薬品の開発・実用化を促進するため、「水産防疫対策委託事業」により研究段階での基礎的な試験等に掛かる費用を、「希少疾病等用動物用医薬品実用化促進事業」により開発段階での承認申請の資料作成にかかる試験等にかかる費用を支援しています。 2. 開発に当たり製薬会社に試験協力等の必要性が生じた際には、受け入れが可能な養殖場のご紹介等について、ご協力をお願いいたします。	3年度と同文

III 鳥類による食害対策について

R3年度提案趣旨	R4年度提案への修正等
平成19年6月の「鳥獣の保護及び管理並びに狩獵の適正化に関する法律施行規則」の一部改正により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。また、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。	年度の修正及びアンケート結果に基づき、共同漁業件数、被害件数を修正
R3年度提案	R4年度提案への修正等
1 カワウによる食害を軽減するため、既存の広域協議会と連携した全国的な連携体制を整備し、全国レベルでカワウ個体数を調査・調整・管理する指針を策定し、駆除等を実施する等、国主導によるカワウ対策を推すること。	<p>【農林水産省】 カワウについて、は、環境省において関係機関等から構成される広域協議会(全国に4ブロック設置)を設置し、被害対策等を運営して実施しているところであり、水産庁も関係機関として参加しているところです。 今後とも環境省や関係都道府県等と連携し、カワウ対策を推進してまいります。</p> <p>【環境省】 環境省と水産省では、平成26年に「カワウ被害対策強化の考え方」をとりまとめ、その中で令和5年度までに被害を与えるカワウの個体数を半減することを目指として、カワウ対策に取り組んでいるところです。 現在、東北、関東、中部近畿及び中国四国の各ブロックにおいて、関係都府県等から構成される広域協議会を設置し、複数の都府県が連携した広域的な取組を進めているところであり、環境省では、各協議会で実践されている取組事例の収集や調査データの分析を行い、その結果を各協議会に共有することにより、協議会間の連携を図っているところです。また、環境省ホームページ「カワウの保護管理ばーたるサイト」の更新を通じて、都道府県等への情報提供も行っております。</p>

		3年度と同文
2 カワウのみならず、サギ類やカモ類による食害も、全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握する防除対策を図ること。	<p>【農林水産省】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水産庁では、平成20年度より、「先端技術を活用したカワウ被害対策開発事業」を実施しています。 2. 本事業では、効果的なカワウ被害対策の一環として、ドローンを活用してカワウが嫌がるテープを樹木に張ることや、巢にドライアイスを投下すること等による繁殖抑制手法の開発とその実用化を目指しており、得られた技術については、マニュアルとしてまとめ水産庁HPで公表するとともに、全国に配布しています。また、これらの技術の一部は、サギ類等にも活用可能であると考えられます。 3. また、水産庁は、カワウ対策のためのドローン研修会(全国内水面漁業協同組合連合会主催)の開催を支援しております。こうした技術開発や研修会を通じて、内水面漁業者等によるカワウ被害対策においてドローン技術の実用化や導入が促進されるよう努めてまいります。 	3年度と同文
	<p>【環境省】</p> <p>サギ類の生息状況等については、環境省が実施している「モニタリングサイト1000(陸生鳥類調査、里地調査、シギ・チドリ類調査)」、「鳥類標識調査」及び「全国鳥類繁殖分布調査」において、各調査地から観察記録が報告されています。このうち、「全国鳥類繁殖分布調査」についてには、令和3年度中に、平成28年度～令和3年度の調査結果を公表する予定としています。</p> <p>サギ類やカモ類に関する防除対策については、各地域の生息状況や被害状況・原因等に応じた対策が取られているところであり、環境省においても、各地域で実施されている対策方針について情報提供をするなどの支援を行っていきます。</p>	3年度と同文
3 健全な内水面漁場を維持するため、カワウの食害など内水面漁業被害にに対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。	<p>【農林水産省】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水産庁では、カワウ等の食害による漁業被害の軽減・防止を図るために、「内水面資源被害対策事業」により、内水面漁業関係者が行う駆除や追い払い活動等に対して支援を行っています。 2. 今年度においても、カワウの被害状況調査、駆除のための定額補助として約1.3億円を確保しており、今後とも被害対策への継続的な支援ができる必要な予算確保に努めてまいります。 	3年度と同文

IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について

	R3年度提案 R4年度提案趣旨	R4年度提案への修正等
1 河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、水源涵養林等の整備とともに、森林伐採後の確実な造林等について森林所有者をはじめとする林業関係者への指導啓発を行うとともに、適切な利水の推進により、土砂及び流木の管理、適正流量の確保、水辺環境の再生を図ること。併せて、大型台風や集中豪雨による河川の氾濫や堤防の決壊が近年頻発しており、内水面漁業へも大きな被害をもたらしていることから、河川堤防の整備等、大規模災害に強い川づくりをより進めしていくこと。	<p>【国土交通省】 河川管理者として、総合的な土砂管理、適正な維持流量の確保、多自然川づくり等の取組を引き続き進め、河川環境の保全に努めていく。 また、大型台風や集中豪雨など源発化・激甚化する水災害を踏まえ、治水計画を「過去の降雨実績に基づくもの」から「気候変動による降水量の増加などを考慮したもの」に見直すとともに、堤防の整備等、治水対策の強化を進めていく。</p> <p>【農林水産省】 1. 林野庁では、森林の有する水源涵養機能や土砂流出防止機能等の維持・増進を図るために、保安林制度等による伐採制限や土地の形質変更に対する規制措置を講じています。また、森林所有者等による間伐等を促進する森林整備や土砂の削除・流出や流木の発生を抑えるための治山施設の整備等を推進しているところです。 2. 平成19年度からは、林野庁と水産庁が連携し、漁場の上流域等において広葉樹林の造成や間伐等を行つ「漁場保全の森づくり事業」にも取り組んでいるところです。 3. また、伐採後の確実な造林が確保されるよう、森林法において、市町村が策定する市町村森林整備計画に造林の方法などの規範を定めるとともに、森林所有者等に伐採前の届出や造林後の報告を義務づけており、これらの方針を適切な運用がなされるよう指導等を行つところです。 4. 今後とも、これらの事業の推進や制度の適切な運用等により、森林の有する水源涵養機能の維持・増進及び土砂や流木の流出防止の対策に努めてまいります。</p>	3年度と同文 3年度と同文

R3年度提案	R4年度提案への修正等
回答、状況等	回答、状況等
<p>2 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要な科学的情見をより深めるために研究支援を行い、特に水生生物の生息に配慮した適切な排水基準の設定及び栄養塩管理により、水質の保全を図ること。</p> <p>(参考)生物を用いた水環境の評価・管理手法に関する検討会 http://www.env.go.jp/water/seibutsu/conf.html</p>	<p>【環境省】 水生生物の保全については、魚介類等の生息や漁場等の生育に対する直接的な影響を判断できる指標として設定された環境基準である底層溶存酸素量を、湖沼においても効果的に運用できるよう、検討を進めているところです。また、排水等に対する自主的に取り組む際の一つの手法として、生物応答試験を事業者等に用いる手法について検討を行い、手法の特徴、留意点等を事業者等に向けた活用の手引きとして取りまとめ、HPに公表しています。</p> <p>※番号7と統合し、次のとおり修正 「漁場管理上支障を来たしている河川内樹木についても、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うこと。」</p> <p>修正理由：番号 3、7ともに河川の環境整備に関する提案であり、提案先も国交省のみのため、項目削減の観点から統合</p>
<p>3 漁場管理上支障を来たしては伐採などに努めること。</p>	<p>【国土交通省】 河川内樹木については、河川管理上支障となる樹木の伐採に努めており、引き続き水産資源を含め、河川の環境面にも配慮して対応したい。</p>

R3年度提案	回答、状況等	R4年度提案への修正等
4 河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたつては、魚類等の育生場、捕食者からの隠れ魚の育生場、水生生物の生息に適した川づくりを実施するとともに、引き続き、魚道の整備や改善を行つてくこと。 また、災害復旧、復興事業の実施にあたつては、漁業への影響が最小限になるよう考慮すること。 さらに、個々の工事の事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるよう配慮し、水生生物にとって最善な環境が保たれるよう維持管理の徹底を図ること。	【農林水産省】 河川工作物の整備・改修等にあたつては、魚類等の育生場、捕食者からの隠れ魚の育生場、水生生物の生息に適した川づくりを実施した「環境との調和への配慮」を踏まえ、当該河川に生息する魚類等が遡上・降下できる魚道の整備を進めています。 2. また、魚道が未整備、又は魚道が設置されているものの河川の流水による損傷や河床低下等により、魚類の遡上の障害となっている頭首工に対し、都道府県等が行う魚道整備等の支援を行っています。 3. 今後とも、水生生物の生息に適した環境が保たれるよう関係者との意見交換を行いつつ、これらの取組を進めてまいります。	3年度と同文
5 オオカナダモ、カワシオグサ等の異常繁殖は、河川湖沼のみ在来生態系へ脅威となるのみならず、内水面漁業の妨げになるなど重要な課題であるため、これらの中常繁殖の原因究明及び効果的な駆除・防除方法の開発に努めること。	【環境省】 河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等の保全、創出をするために、河川管理を行ふ多自然川づくりを推進している。また、災害復旧事業においても多自然川づくりの考え方を反映されるよう、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」の運用を図っている。 魚道については、平成17年に内水面漁業関係者の協力も得て「魚がのぼりやすい川づくりの手引き」をとりまとめ、全国の河川で魚類の遡上・降下環境の一層の改善に取り組んで引き続き学識経験者や地域の関係者の意見も踏まえて多自然川づくりを通じて、生物の生息、生育、繁殖環境等の保全に努めたい。	※次のとおり修正 環境省においては、特定外来生物に指定された種を中心に対する応酬を行つてゐるところです。外來水草については、琵琶湖において、生態系被害を防止する観点から、地元自治体や協議会と連携し平成26年よりオオバナミズキンノゲイトウ(特定外来生物)の防除事業を実施してきましたところです。また、環境研究総合推進費によりオオバナミズキンノゲイトウ(特定外来生物)の拡大防除策と効果的防除手法の開発にも取り組んできましたところであり、これらの事業の成果について、他地域でも活用できるよう、将来的にはマニュアル等をとりまとめたいと考えております。 【国土交通省】 河川管理上必要と認められる場合には、地元市町村や都道府県の環境部局等と連携し、外来生物等の防除対策に努めていく。

R3年度提案	R4年度提案への修正等
R3年度提案	R4年度提案への修正等
6 内水面は水産物を供給する場であるほか、憩いの場やしじゃーの場であるなど多目的な機能を有していている。その内水面を持続的に活用していくために、自然環境保全の大切さや、才オクチバス等の特定外来生物や国内外来種等、本来生息しない生物が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を展開していく。	<p>【農林水産省】</p> <p>1. 水産庁では、「水産多面的機能発揮対策」により、河川清掃など環境保全活動のほか、多面的機能の理解・増進につなげるための児童生徒を対象とした自然体験学習等の取組に対して支援しています。</p> <p>2. また、同対策では、一般の方を対象としたシンポジウムを開催し、日本各地で実施されている環境保全活動の事例を紹介すること等により、水産多面的機能の重要性についての普及啓発に努めているところであり、引き続き、こうした取組を推進してまいります。</p> <p>3. なお、平成28年度から、地方公共団体に一定の費用負担を求めることとなり、内水面における活動組織数も平成27年度と比較して減少(H27:181→R2:100)していることから、地元都道府県又は市町村に対し、必要な予算が確保されるよう貴連会からも働きかけをお願いします。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>特に、児童生徒に対して、環境保全の必要性や外来魚問題等を啓発することが大切であるため、国が出版機関を中心とするなどして河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、現場において関係機関が密接に連携してより効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。</p>

R3年度提案	回答、状況等	R4年度提案への修正等
6	<p>【文科省】</p> <p>前段：国民への周知・啓発活動に関して、文部科学省としては月2回発行している「マナビイ・メールマガジン」を活用した情報提供のほか、都道府県・指定都市教育委員会の環境教育担当者に対して、適宜環境教育に関する情報を提供するなど、環境教育の推進に努めているところです。</p> <p>今後とも、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等推進法）に基づき、関係省庁と連携して、環境教育の推進に取り組んでまいります。</p> <p>後段：体験活動について</p> <p>生命や自然を尊重する精神、環境保全に寄与する態度を養う観点から、児童生徒の自然体験活動は重要と考えております。</p> <p>体験活動の具体的な内容については、それぞれの学校において、その実情に応じて計画・実施されているところですが、文部科学省としても、小・中・高等学校における2泊3日以上の宿泊体験や、学校教育における農山漁村体験活動の取組に対する支援などをを行い、自然体験活動の推進に努めています。</p> <p>今後とも、関係省庁間で十分に情報共有や連携を図りながら、学校における自然体験活動を推進してまいります。</p>	<p>3年度と同文</p>

(学校教育について)

小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領においては、例えば、理科において、教科全体の内容の取扱いとして、「命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うようになること」や、「観察、実験、野外観察などの体験的な学習活動の充実に配慮する」旨を規定するとともに、「総則においては、児童生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者との協働することとの重要性などを実感しながら理解することができます。各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫することなどについても規定しています。

【環境省】

外来種対策の主流化における学校教育の重要性については、平成27年に環境省・農林水産省・国土交通省で作成した外来種被害防止行動計画でも記載されており、これも踏まえ、平成29年に改訂された中学校学習指導要領においては、理科分野において、外来生物についても触れることが盛り込まれているところです。

外来種問題に係る普及啓発については、チラシ等の配布やイベントへの参画、日本動物園水族館協会をはじめとする関係機関との連携等により取り組んでいます。引き続き、普及啓発の取組を推進してまいります。

R3年度提案	R3年度提案 回答、状況等	R4年度提案への修正等
7 高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うこと。	【国土交通省】 河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指すことを目的として「かわまちづくり」を推進しており、市町村、民間事業者及び地域の関係者と河川管理者の連携の下、水辺の整備・利用に係る取組を支援している。 「かわまちづくり」の取組では、地域の方々が水辺空間に親しみを持つよう、河川管理用道路やスロープの整備を行っている例もあり、引き続き支援を行っていく。	番号3と統合し、削除
8 濁水現象が発生するダムには、放流水の濁度の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の下流河川への流入人が長期化しないよう関係者と協議するなどにも、必要な対策を講じること。 (国土交通省) 濁水の長期化が発生するダムについては、国土交通省所管のダムでは、対策設備の運用が必要な調査等を行っており。引き続き、地元関係者と協議し、適切に対応したい。なお、貪酸素水放流やダムのヘドロの堆積による影響については、具体的な事例について当該ダムの管理者に相談してほしい。		3年度と同文(番号変更 8→7)

R3年度提案	回答、状況等	R4年度提案への修正等
9 アユについては、資源量の増減メカニズムが解明されていない中、近年、特に日本海側では天然漁上アユの減少が著しい状況が続いている。関係都道府県と連携した調査・研究体制を早急に構築し、資源量の増減メカニズムを解明し、天然資源回復に向けた対策・方法等を示すこと。	<p>【農水省】</p> <p>1. アユの生息状況等の調査においては、内水面漁場・資源管理総合対策事業のうち「環境収容力推定手法開発事業」において実施しており、令和2年度から島根県にも参画した。だき、アユ資源の減少要因解明と対応策開発に取り組んでいます。今後とも、現場からのニーズ等を踏まえ、必要な調査体制が構築できるよう努めてまいります。</p> <p>2. なお、内水面漁場管理委員会には、漁業調整のために必要な事務を行うことや水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理していることから、アユの漁場管理について、同委員会が主体となって都道府県や漁協等と情報等を共有し、連携して管理の在り方を検討することは、有益であり、アユ資源の有効かつ効率的な活用に資するところです。</p>	3年度と同文(番号変更 9→8)

V 放射性物質による汚染対策について

R3年度提案趣旨		R4年度提案趣旨への修正等
提案番号	回答、状況等	R4年度提案趣旨への修正等
1 淡水魚及び河川湖沼環境中放射線量調査を実施するための対策	<p>【農水省】</p> <p>1. 水産庁では、福島第一原子力発電所の事故直後から淡水域、海域ともに水産物の放射性物質検査を実施しているところ。検査結果については、水産庁のホームページに掲載し、正確な情報提供に努めている。</p> <p>2. 今後とも、関係自治体等と連携し、放射性物質による汚染の実態把握と安全な水産物の供給に万全を期してまいります。</p>	<p>3年度と同じ</p> <p>3年度と同じ</p>

2	<p>【環境省】放射性物質汚染対処特別措置法※1に基づく除染作業の実施に当たつては、河川湖沼による流入することによる影響を把握すること。</p> <p>環境省では、福島県及び周辺都県の河川、湖沼等について、平成23年9月から継続的に放射性物質モニタリングを実施しており、その結果については環境省ホームページ※3で公表しています。</p> <p>令和元年度の放射性物質濃度の状況は、水質については、湖沼の数地点で放射性セシウムが検出された他は、ほとんどどの地点で不検出（下限値：1Bq/L）でした。</p> <p>底質については、河川では東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）近くなど、一部限られた地点において比較的高い値が見られる他は、経年に、ほとんどどの地点が減少傾向で推移しています。湖沼でも、福島第一原発近くなど、一部限られた地点で比較的高い値が見られる他は、おおむね減少傾向又は横ばいで推移しています。</p>	<p>※1 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）</p> <p>※2 環境省策定（平成25年第2版 平成30年3月追補）</p> <p>※3 令和元年度 水環境における放射性物質のモニタリング結果について https://www.env.go.jp/press/109477.html</p>	
3	<p>【環境省】河川湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されたが、漁業の再開には除染対策の実施が必要であることから、有効な除染対策を検討し、実施すること。</p>		<p>3年度ヒト文</p> <p>河川・湖沼については、一般的には、水の遮へい効果があり、周辺の空間線量への寄与が極めて小さいことから、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染の対象としておりません。当方針についてご理解いただければと思います。</p>

【農水省】
1.既往の知見として、淡水魚は、体内的塩類を保持しようとする機能が働くことから、海水魚よりも放射性セシウムを排出している。
2.さらに、国立研究開発法人水産研究・教育機構が行った淡水魚が汚染されるメカニズムに関する研究によれば、
 ①魚の筋肉の放射性セシウム濃度は餌の濃度以上には上がらないこと
 ②魚に取り込まれた放射性セシウムは非汚染環境下で飼育することでも速やかに排出されること
 ③河川では放射性物質が滞留しにくいため、魚類の濃度は概ね低下傾向にあるが、空間線量が高い溪流域では、周辺陸域からの影響を受け、比較的高濃度の魚類が確認されていることが明らかとなつた。

また、
 ④湖沼では、放射性物質が滞留しやすいため、現在においても環境中に存在する放射性物質の影響を受けており、魚類の汚染が継続していると推測された。

3.引き続き、水産物における放射性物質の移行と排出機構の解明について、同機関において研究を行うとともに、漁業再開に向けて、出荷制限の解除が進むよう関係自治体等とよく相談してまいりたい。

VI ウナギの資源回復について

R3年度提案趣旨	R4年度提案趣旨への修正等
<p>内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合(IUCN)の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されております。</p> <p>ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。</p> <p>このようなか、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等について、国等の講ずべき事項が明記されました。更に、同法により、うなぎ養殖業者の許可制の導入や、管理団体の設立など全国的な資源管理の取組みが進められているところです。</p> <p>また、本連合会においても平成29年5月に「ウナギの資源管理に係る取組方針」を策定し、平成30年7月3日に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しました。</p> <p>内水面漁業協同組合がニホンウナギ資源の維持増大のため、種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。</p> <p>放流用種苗の確保のため、人工種苗生産技術への期待が高まっていますが、平成22年に水産総合研究センターが完全養殖に成功しているもののまだ大量生産技術の実用化には至っておらず、依然として天然由来の種苗に頼らざるを得ない状況であります。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>	3年度と同文

R3年度提案	回答、状況等	R4年度提案趣旨への修正等
1 二ホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させていくこと。	<p>【農水省】</p> <p>1. 平成22年漁期から平成24年漁期まで3期連続してシラスウナギが不漁となり、養殖池への池入れ量が大きく減少したことから、水産庁では平成24年6月に「うなぎ養殖業者向け支援やウナギ資源の管理・保護対策等を内容とする「ウナギ緊急対策」を定めています。</p> <p>2. これを契機として、 ①国際的な資源管理の取組みとして、平成24年から実施しているウナギ類の国際的資源保護・管理に係る非公式協議の枠組みにおいて、中国、韓国及び台湾等と、ともにウナギ種苗の池入れ量の制限に取り組むとともに、 ②国内においては、シラスウナギ採捕、親ウナギ漁業及びウナギ養殖業に係る資源管理を三位一体として進めるこことにより、 ウナギの資源管理を推進しているところであります。</p> <p>3. 今後とも、国内外の取組を両輪としてニホンウナギの資源管理の取組を進め、資源の回復に努めてまいります。</p> <p>4. なお、貴連合会におかれても、平成29年の総会において、「ウナギの資源管理に係る取組方針」を決議され、資源管理を積極的に推進する方向性を打ち出されており、さらに平成30年には、全国内水面漁業協同組合連合会と連携し、全都道府県の内水面で、産卵に向かう下りウナギの保護に取り組むの共同決議をされております。当該取組については、自主的な取組を含め現在26都県で実施されているところであり、徐々に増加してきてはいるが、全国的な取組となるよう貴連合会の一層のご協力・後押しをお願いします。</p>	3年度と同文

2 シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。
また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたところであるが、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対する対処するため、国主導で取締関係機関の連携体制を充実させたいただき、実効性のある組織横断的な取締りにより、資源管理を一層推進すること。

1. シラスウナギを採捕するための特別採捕許可については、採捕者に対して、シラスウナギの採捕数量と出荷先毎の出荷数量の定期的な報告の義務付け、さらには出荷先をあらかじめ指定する場合の当該出荷先に出荷することの義務付けを都道府県に対し助言してきたところであります。
2. また、採捕数量の報告の徹底を図るため、正しく報告をしなかつたものに対して翌年漁期の許可を行わない等の処分の強化や未報告を発生させる要因の再点検等についても検討をお願いし取組を強化していきます。
3. 加えて、効果的な密漁対策が講じられるよう、正規の再捕者とそれ以外の者を区別するための写真付き証明書の発行や、ワッペンや帽子など現場で確認できるものとの着用の義務化などを求めているところであります。

4. なお、令和元年度から令和3年度までの3か年計画で、シラスウナギ採捕からウナギ養殖業者の池入りまでトレースする手法を確立するための事業を実施しているところであります。
5. 今後とも、流通の透明化に向けて、これらの対策の浸透を図り、シラスウナギ流通の問題点の改善を図ってまいります。
6. また、昨年12月に施行された改正漁業法において密漁防止のための罰則が大幅に強化され、特定水産動植物については、許可等に基づく採捕を行う場合を除き採捕が禁止され、これに違反した者に対する罰則は、3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金とされました。
シラスウナギについては、今般、特定水産動植物に指定され令和5年12月から罰則が適用されることとなり、この間に関係都府県において現在の特別採捕許可から知事許可漁業に移行されることとなることとなります。知事許可漁業化に伴う各都府県の対応について関係者との調整等が必要となることから内水面漁場管理委員会としても適切な対応を願います。
7. 密漁防止対策につきましては、各都府県、海上保安庁、水産庁、警察庁等の関係機関が漁関係漁業者等と連携することが効果的であることから、関係者が連携し、情報共有、漁業者による監視、パトロール等の密漁対策への支援等を行うことにより密漁対策の総合的な推進に努めてまいります。

3 来遊するシラスウナギを含めて二ホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、二ホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図ることとともに、適正な放流手法の確立に取り組むこと。	<p>【国土交通省】 全ての川づくりに共通して、多自然川づくりを推進し、河川の連続性を確保するために、魚類の遷上、降下環境の一層の改善に取り組んでいる。 引き続き、ニホンウナギを含む生物の生息環境の保全及び回復に資する水際環境の改善、河川の連続性の確保等について、取り組んでいきたい。</p> <p>【農水省】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水産庁では、従前よりウナギの生息状況や生態等の調査のほか、効果的な放流方法の検討等を行つており、令和2年度からは「資源回復のための種苗育成・放流手法検討事業」により、産卵回遊に向かうニホンウナギの実態把握等の調査を実施しているところです。 2. また、ウナギの生息環境改善のため、平成28年度から、「餌生息環境改善支援事業」により、内水面漁業者が行う石倉増殖礁等の設置の取組に対して支援している。本事業では、令和2年度末までに、16府県31河川において石倉増殖礁を設置しており、令和3年度においても現在のところ、12河川での設置を進めているところです。 3. 今後とも、関係者と連携しつつ効果的な対策の推進に努めてまいります。 	3年度と同文
4 シラスウナギの大量生産技術の実用化に向けた取り組みを一層推進していくこと。	<p>【農水省】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ウナギ養殖の種苗は全量を天然資源に依存する状況であり、種苗供給が不安定な状況にあるため、人工種苗の量産化が喫緊の課題となっている。 2. 平成22年に独立行政法人水産総合研究センター（現国立研究開発法人水産研究教育機構）が世界で初めて完全養殖に成功し、平成28年には計画的な採卵と年間数千尾のシラスウナギの生産が可能となる等の成果が得られたところ。 3. 一方で、シラスウナギに変態するまでは多くの課題が存在している。 4. このため、仔魚期間短縮に向けた育種の実施、高成長・高生残率をもたらす飼料の改良、飼育施設や自動給餌システムの改良、複数の機関での仔魚飼育技術の再現性の検証などについて、水産研究・教育機構を中心とした連携により取り組むこととしており、令和3年度予算において、「ウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実証事業」として3億6千万円を計上しているところ。 	3年度と同文

VII 内水面漁場管理制度の堅持について

R3年度提案趣旨		R4年度提案趣旨への修正等
R3年度提案		回答、状況等
1 内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり内水面漁場管理制度を堅持すること。	【農水省】 1. 内水面漁場管理制度の策定を始め、内水面における漁業に関する事項について広範にわたり調査・整備規則の策定を行なっています。 2. 昨年12月に施行された改正漁業法においても、資源管理の強化や水域の有効活用を図つていく中で、内水面漁場管理制度の役割はさらに重要性を増すものと認識しており、引き続きこの役割・機能を発揮していくよう、制度が維持されただところであります。 また、内水面漁場管理制度の運営に必要な漁業調整委員会等交付金についても、引き続き、確保に努めています。	3年度と同文
2 独立の行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行するため、内水面漁場管理制度の交付金の維持・確保を図ること。		3年度と同文

回答都道府県：香川県

令和4年度提案項目に係るアンケート調査

令和4年度の中央省庁提案項目の作成にあたり、項目選定の方向性については、毎年、漁場管理対策検討会での協議の後、各ブロック協議会において再協議をお願いしております。

各ブロック協議会で検討するにあたり、各都道府県の状況を相互に把握した上で議論することがより実効的であるため、今年度も昨年度に引き続き提案項目に関連するアンケート調査を実施したく、以下のアンケート調査票への記入をお願いいたします。

また、調査対象期間は、特に断りのない限り、**令和2年6月1日～記入日**としてお願いいたします。

なお、本アンケートの集計結果は提案行動に先立って、中央省庁に情報提供いたしますので、ご了承ください。（集計結果の共有は、会員県及び中央省庁限りとし、外部への公表は行いません。）

I 外来生物について

「外来生物」とは、「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物」を指し、国内からの移入生物は含みません。

① 外来生物による被害報告のあった共同漁業権件数について、記入例を参考に下表へ記入願います。

都道府県名	報告のある漁業権件数	共同漁業権総件数	特定外来生物							その他の外来生物							備考							
			オオクチバス	コクチバス	ブルーギル	チャネルキャット	カタヤシ	ウシガエル	カミツキガメ	アリゲーター	その他	フラウントラウト	ソウギョ	カムルチ（ライギョ）	タイリクバラタナゴ	ワニガメ	アカミミガメ	ミシシッピ	アメリカザリガニ	ホテイアオイ	オオカナダモ	ミズワタクチビル	ケイソウ	その他
〇〇県	(1)30	50	30	30	20		1					2									(1)			
香川県	1	1	1		1																			

※ 第1種・第5種共同漁業権ともに記入願います。

※ ()数字は非共同漁業権漁場の報告件数としてください。

※ 特定外来生物による記入を中心とし、その他の外来生物については、各都道府県で特筆すべき被害があるものについて記入願います。

※ 特定外来生物及びその他の外来生物でその他に該当する場合、種名等について記入願います。

特定外来生物 ()

その他の外来生物 ()

② 把握している外来生物対策について、課題あるいは問題点があれば記述願います。

対象魚種	主な実施団体 又は事業名	特別 採捕の 有無	駆除方法及び効果	課題あるいは問題点
	特になし			

③ 外来魚の再放流（キャッチアンドリリース）の禁止について、都道府県や市町村、各内水面漁場管理委員会等で規制を設けていれば記述願います。

規制の根拠 (条例、委員会指示等)	対象魚種	区域	制定時期	効果及び 課題と問題点
	特になし			

④ 令和2年6月1日以降に行った、外来生物に関する新たな取組み等について、あれば自由記述願います。（密放流の防止策、外来生物飼育にあたってのマナーの周知方法、採捕された外来魚の回収事例等）

特になし

II 魚病について

- ① アユ冷水病、エドワジエラ・イクタルリ症、ボケ病、KHVの発生状況について、下表左欄に発生件数を、右欄に近年の傾向について自由記述願います。

		H30	R1	R2	近年の傾向について
冷水病	天然 水域				該当なし
	私有 水面				
エドワジ エラ・ イクタル リ症	天然 水域				該当なし
	私有 水面				
ボケ病	天然 水域				該当なし
	私有 水面				
KHV	天然 水域				私有水面でまれに発生している。
	私有 水面				

- ② KHV対策に関して、まん延防止のための委員会指示、関係者への巡回指導及び注意喚起、県HP等による広報活動のほかに、新たな取り組みとして実施していることや、今後の方向性について、あれば自由記述願います。

特になし

III 鳥類による食害対策について

① カワウの生息数と被害額について実態を把握していますか。

把握している場合には下表に概数等を、把握していない場合には実感について、記入又は選択回答願います。

	実態を把握している場合			実態を把握していない場合 R2.6月以前と比較して A:増加傾向 B:変化なし C:減少傾向
	H30	R1	R2	
生息数	3,150羽	3,627羽	4,072羽	R2.6月以前と比較して A:増加傾向 B:変化なし C:減少傾向
被害魚種	フナ、アユ、コイ	フナ、アユ、コイ	フナ、アユ、コイ	
被害額	把握していない。	把握していない。	把握していない。	R2.6月以前と比較して A:増加傾向 B:変化なし C:減少傾向

② カワウ対策について、駆除又は追い払いを実施している場合は、下表に記入願います。

	H30	R1	R2
事業名	カワウ食害対策事業	カワウ食害対策事業	カワウ食害対策事業
実施主体	直島町、香川県淡水漁協、中讃地区漁連、小豆島町、土庄町	直島町、香川県淡水漁協、中讃地区漁連、小豆島町、土庄町	直島町、香川県淡水漁協、中讃地区漁連、小豆島町、土庄町、中讃淡水漁協
実施内容	さし網、銃による駆除	さし網、銃による駆除	さし網、銃による駆除
駆除数	813羽	1,086羽	853羽

③ ②で駆除又は追い払いを実施している場合、その成果について、回答願います。
(複数回答可)

- A:駆除又は追い払いにより一定の成果を挙げている。
- B:駆除又は追い払いをしているが被害の減少には至っていない。
- C:効率的な駆除手法が確立できていない。
- D:思うような対策を実施するだけの財源が不足している。
- E:単県よりも広域的な単位で対策を講じる必要がある。
- F:その他（自由記述）

④ カワウ広域協議会について、貴都道府県の状況について回答願います。（複数回答可）

- A：広域協議会に参加している。
- B：広域協議会に参加していないので、参加したい。
- C：広域協議会に参加しておらず、また参加の必要性までは感じていない。
- D：広域協議会は全国組織化すべきだと考えている。

⑤ 鳥類による食害全般の被害報告があった共同漁業権件数（第1種、第5種）について、記入例を参考に下表へ記入願います。

都道府県	報告漁業権件数 / 総漁業権件数	カワウ	サギ類	カモ類	その他 (鳥種記載)	被害状況	駆除等の対応状況	備考
〇〇県	(1)9/10	(1)8	0	3		カワウ食害によるアユの減少が顕著	有害捕獲許可に基づく銃器駆除 防鳥糸による飛来防止や追い払い	カワウについては近年飛来数が増加
香川県	1/1	1	1			カワウ等の食害によるアユの減少が顕著	特になし	

※ ()数字は非共同漁業権漁場の報告件数としてください。

⑥ カワウ等の鳥類による被害の防止について、林業等、他の業界と協力して行っている事例があれば、その内容について記入願います。

協力団体（業界名、 団体名、課名等）	内 容
特になし。	

IV 漁場環境の保全及び啓発について

① 内水面漁業を取り巻く環境について、河川流域の生態系、森林、水質等さまざまなケースを含めて問題となっている事例について選択回答願います。（複数回答可）

- A : 土砂の流入及び堆積
- B : 森林の伐採等による河川流量の変化
- C : オオカナダモ、カワシオグサ、ミズワタクチビルケイソウ等の異常繁殖による水生生物への悪影響
- D : アシ等の異常繁茂による漁場の縮小
- E : 河畔林やアシ原の繁茂による漁場へのアクセス悪化
- F : 排水による水質の富栄養化
- G : 災害復旧事業等による河川環境の均一化（瀬と淵の消滅等）
- H : 漁業に支障を来たす樹木の存在（一級河川）
- I : 漁業に支障を来たす樹木の存在（二級河川等）
- J : なし
- K : その他（自由記載）



② ダム、魚道等、河川工作物等で問題となっている事例について選択回答願います。（複数回答可）

- A : ダムからの濁水の放出
- B : ダムからの低温水の放出
- C : 魚道の機能不全
- D : なし
- E : その他（自由記載）



V ウナギの資源回復について

① ウナギが漁業権魚種として設定されている漁業権免許件数について記入願います。

全漁業権 1 件中 0 件

② 平成24年以降、シラスウナギの採捕数量の減少及び価格の高騰に伴い、漁協が増殖指示量を達成できなかった事例がありますか。ある場合は、その際の対応について記述願います。

A : あり



B : なし

③ ②で「A : あり」を選択された方について、今後もシラスウナギの採捕量が安定せず、増殖指示量を達成できない状況が続いた場合、どのような対応を考えていますか。

A : 増殖指示量等を変更する予定はない。

B : 当面は現行の増殖指示量を変更しないが、漁業権の切替時に検討する。

C : 現行の漁業権の存続期間中に、増殖指示量の減量を検討している。

D : 遊漁料の増額を検討している。

E : 種苗放流以外の増殖手法を検討している。(具体的な内容があれば記載願います。)



F : その他 (自由記載)



④ 平成30年7月に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しましたが、下りウナギ保護に関して対策を取っていますか。

A : 報告(平成30年7月)前から対策を取っている。

B : 平成30年7月以降、対策を取った。

C : 今後、何らかの対策を検討している。

D : 現在のところ、特に対策について検討していない。

⑤ ④で「A：報告（平成30年7月）前から対策を取っている。」、「B：平成30年7月以降、対策を取った。」、「C：今後、何らかの対策を検討している。」を選択された方について、どのような対策もしくは検討をされていますか。（複数回答可）

- A：都道府県内水面漁業調整規則の改正
- B：内水面漁場管理委員会指示
- C：遊漁規則変更の検討依頼
- D：漁協の自主的な取組として総会で決議してもらうよう依頼
- E：その他（自由記載）

（県下内水面漁業協同組合において、10月から3月の下りウナギの再放流を自主的な取り組みとして実施している。）

⑥ ④で「D：現在のところ、特に対策について検討していない。」を選択された方について、対策が進まない理由について選択回答願います。（複数回答可）

- A：下りウナギを漁獲して生計を立てている漁業者がいる。
- B：そもそも天然のニホンウナギは生息していない。
- C：河川で保護しても海で漁獲されてしまうので、河川だけ規制するのは不公平。
- D：ウナギを漁獲している漁業者や遊漁者がいない。
- E：サケと違って元の河川に戻ってくるわけではないのでメリットがない。
- F：因果関係が明らかでないため、漁場管理委員会指示で規制するのは適さない。
- G：因果関係が明らかでないため、遊漁規則・行使規則で規制することに理解をえられない。
- H：シラスウナギの採捕を制限せずに、下りウナギの採捕だけ制限をかけるのは不公平。
- I：その他（自由記載）

⑦ 資源管理の取り組みで問題となっている点、将来的な規制の可能性についての検討又は全国的な統一した規制の可能性等について、あれば自由記述願います。

特になし

VI その他

I から Vまでの各項目についての意見・要望、アンケート全般についての意見や、新規で提案すべき項目がある場合には、下記に自由記述願います。

ありがとうございました。